最終更新日：2026年11月27日
株式会社　良品計画
代表取締役社長　清水　智
問合せ先：執行役員　経営企画部管掌　宝地戸　健太
証券コード：7453
https://www.ryohin-keikaku.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営体制及び内部統制システムを整備し、コーポレート・ガバナンスを充実化していくことが、企業価値の継続的な向上につながるとの考え方に基づき、透明性の高い経営システムの構築を図ることが、経営の重要課題と捉えております。

その上で、経営上の全てのステークホルダー（株主様、お客様、従業員、社会、協力会社）に対し、円滑な関係の維持、発展に努めるとともに、迅速かつ積極的な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2026年７月改訂後のコードに基づき記載しています。
当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－１　株主との建設的な対話】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、国内外の株主及び投資家等との建設的な対話を促進するため、様々なIR活動を積極的に行っており、株主及び投資家等との対話を通じて得られたご意見を当社経営陣や取締役会にフィードバックすることで、当社の経営に反映させております。
１．株主総会における対話
より多くの株主にご参加いただけるよう、株主総会を祝日に開催するとともに、株主総会終了後に株主ミーティングを実施し、株主との直接的なコミュニケーションを深めております。

２．個人株主・投資家との対話
当社では、株主ミーティングを開催し、当社経営陣ならびに店舗責任者等との直接対話の機会を設けており、そのミーティングの内容を当社ホームページに掲載するなど、個人株主向けの情報開示の強化にも努めております。

３．アナリスト・機関投資家との対話
当社では、決算説明会に社長およびIR担当役員が参加しているほか、アナリストおよび機関投資家向けのスモールミーティングの定期的な開催や、社外取締役と国内外の機関投資家とのスモールミーティングの開催もおこなっており、当日の質疑応答内容を当社ホームページにて公開いたしております。また、ESG取材を含めたIR面談ならびにSR面談を通じて得られた投資家の声を、経営陣に定期的にレポートするとともに、非財務情報開示の質向上のため、商品展示会、店舗見学会等を通じ、当社事業の理解促進に努めております。

【原則１－４ 政策保有株式】
2026年８月期において、当社保有の政策保有株式は全て売却しました。

【原則２－２　社内の多様性の確保】
良品計画グループは、「良品計画グループコンプライアンス行動指針」に基づき、性別、国籍、民族、宗教等の多様性を尊び、違いから学び、互いに助け合い成長できるような人材育成と環境整備を進めております。多様な人材の能力を引き出して協業するために管理職候補者に対してのマインド醸成の研修等を通じて人材育成を行っております。また、多様性確保、多文化共生社会の実現に向けて、優秀人材の積極的な管理職登用を推し進めると共に、ダイバーシティ委員会の設置や多様な働き方を支援する制度を導入していくことで社内環境整備を進めてまいります。なお、現状、「課長級」グレードに相当する女性社員は管理職全体の36.5%となっております。

【原則２－４　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金を運用しておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】
⑴ 企業理念は当社ホームページ、経営戦略・経営計画は、決算説明会資料や株主総会招集通知等に掲載しております。
＜企業理念＞
http://www.ryohin-keikaku.jp/corporate/philosophy/
＜経営戦略・経営計画＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/library/news

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針については、当社ホームページおよび本報告書をご参照下さい。
＜当社ホームページ＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/governance/corporate-governance-policy

⑶ 取締役会が経営陣・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、当社ホームページおよび有価証券報告書に記載しております。
＜当社ホームページ＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/governance/board-evaluation
＜有価証券報告書＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/finance-report

⑷ 取締役会が経営陣の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、当社ホームページおよび有価証券報告書に記載しております。
＜当社ホームページ＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/governance/board-evaluation
＜有価証券報告書＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/finance-report

⑸ 経営陣の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/convocation-notice-and-reports

【原則４－３　取締役会の役割・責務III：経営陣・取締役に対する実効的な監督①】
＜⑶ 関連当事者間の取引＞
当社は、利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、取締役会での承認決議を必要とすることとしております。また、関連当事者取引については、独立当事者との取引に準じた条件とすることとし、当該取引につき、定期的に監視をしております。

【原則４－５　取締役会の役割・責務IV：サステナビリティを巡る取組み】
当社は「社会や人の役に立つ」ことを根本方針に据え、5つの重要課題に沿った事業やサービスを展開し、企業としての持続的な価値向上と、環境・社会への良いインパクトをもたらしながら、「感じ良い暮らしと社会」の実現に貢献していきます。
取締役会は、サステナビリティやESG経営に関わる取り組みに関して、年2回以上、ESG推進委員会の事務局である 広報・ESG推進部より報告を受け、進捗や目標達成の状況を監督し、方針や取り組みについて審議、指導を行っています。
詳細につきましては、当社ホームページ「サステナビリティ」の開示事項、統合レポート、有価証券報告書をご参照下さい。

＜当社ホームページ＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/
＜統合レポート＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/muji-sustainability/report/
＜気候変動への対応＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/environment/climate-change/
＜TCFD提言に基づく情報開示＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/pdf/Information_Disclosure_Based_on_the_TCFD_Recommendation_2023_jpn.pdf

【原則４－７　任意の仕組みの活用】
当社における取締役会の構成は、取締役総数9名のうち、独立社外取締役は5名となっております。また、構成員の過半数が社外取締役からなる「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。指名諮問委員会は、取締役、監査役、執行役員並びに国内子会社の会長及び社長の選任及び解任に関し、透明性、妥当性及び客観性を確保するため、取締役会及び監査役会をサポートする専門委員会として設置され、取締役等の選任及び解任に関する事項について審議し、取締役会及び監査役会に答申することを目的としております。報酬諮問委員会は、取締役、監査役、執行役員及び経営幹部の報酬等に関し、透明性、妥当性及び客観性を確保するため、取締役会及び監査役会をサポートする専門委員会として設置され、① 取締役、監査役、執行役員の報酬及び賞与に関する事項 ② ①以外の報酬等に関する重要事項について審議し、取締役会及び監査役会に答申しております。

【原則４－13 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜⑴ 取締役会のスキル・構成＞
当社は、企業理念に基づく中期経営計画の実現、および業務執行に対する実効性のある監督のため、適切な経験と知見を有する取締役を社内および社外より選任しております。また、独立社外取締役には、主に他社での経営経験を有する者を選任しております。当社の取締役のスキル・マトリックスは、株主総会招集通知および当社のホームページをご参照ください。
＜株主総会招集通知＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/convocation-notice-and-reports

＜当社ホームページ＞
https://www.ryohin-keikaku.jp/corporate/governance.html

＜⑶ 取締役会の実効性の分析・評価＞
当社取締役会は、当社が定めるコーポレート・ガバナンスの基本方針に基づき、取締役会の実効性について分析と評価を実施しております。2026年8月期の評価の結果や今後の取り組みにつきましては、当社ホームページをご参照下さい。
https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/governance/board-evaluation

【原則４－15 取締役・監査役の研鑽】
当社は、取締役及び監査役に対し、役員の責任、義務、法的リスク、担当業務のビジネス知識等の習得の自己啓発を推奨するとともに、必要に応じて、社外研修等を実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年10月14日

該当項目に関する説明 更新

当社は、2026年10月の決算説明会にて開示した通り、1.出店拡大、2.世界のオペレーションの波及、3.商品開発体制の強化、4.OMO（Online Merges with Offline）強化、5.マーケティング戦略、6. SCM・生産性改善、7.ITによる支援、8.本業としてのESGの8つを世界での成長ドライバーと位置づけ、グローバルでの成長を目指しております。こうした本業での収益力を高めながら、持続的な成長と中長期の企業価値の向上に向け、適正な資本効率の実現を図ります。財務方針については、当社ホームページの2026年８月期決算説明会資料の29頁をご参照ください。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/7453/ir_material_for_fiscal_ym1/213950/00.pdf

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	102,511,100	18.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	58,194,300	10.47
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	44,513,916	8.01
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	22,313,571	4.01
JPモルガン証券株式会社	14,306,416	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	11,787,551	2.12
JP MORGAN CHASE BANK 385642	8,064,014	1.45
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	7,394,604	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385781	7,175,266	1.29
良品計画社員持株会	5,523,278	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2026年8月31日時点の状況でございます。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉川　淳	他の会社の出身者											
伊藤　久美	他の会社の出身者											
加藤　百合子	他の会社の出身者								△			
山崎　繭加	他の会社の出身者											
東　和浩	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉川　淳	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
伊藤　久美	○	―――	デジタルテクノロジーとヘルスケアにおける豊富な経営経験や、複数企業の社外取締役の経験から、経営に関する深い知見を有しており、当社の経営において有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
加藤　百合子	○	加藤 百合子氏は、やさいバス株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間に営業取引がありますが、その取引額は、当社の年間連結売上高2%以下かつ同社の年間連結売上高の2%以下（0.32%）であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。	農業ビジネスやデジタルにおける専門的な知識と、企業家経営者としての経験や複数企業の社外取締役の経験による経営に関する深い知見を有しており、当社の経営において有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
山崎　繭加	○	―――	国際的な経営 研究、成長企業における社外取締役経験を有し、華道家として伝統文化やアートにも精通していることから、当社の経営において、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
東　和浩	○	東和浩氏は、過去に株式会社りそな銀行の業務執行者でありました。当社と同銀行には預金等の銀行取引及びコミットメントライン契約（2026年8月末の借入残高なし）がありますが、一般的な条件によるものであり、社外役員 の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。	銀行事業における財務、経営管理などの経験を有し、豊富な経営経験、および複数の経済団体における要職や、複数企業の社外取締役経験を有しており、広範な視点からの助言をおこなっていただけるものと期待して選任しております。 当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	1	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	1	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社では公平性を保つため、社外取締役が過半数を占める以下の委員会を設置しております。
指名諮問委員会においては、当社の役員の選任について取締役会に答申しております。
報酬諮問委員会においては、当社の役員の報酬について取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会では当社内の独立組織である監査室と連携を図り、営業活動に関わる課題の収集に努め、経営のリスクに成り得る事項を早期に把握することを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山根　宏輔	他の会社の出身者													
新井　純	他の会社の出身者													
菊地　麻緒子	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山根　宏輔	○	―――	他社における広報IR部長や財務部長、執行役員情報戦略本部長、常勤監査役を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
新井　純	○	―――	他社における代表取締役や監査役を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
菊地　麻緒子	○	―――	法務省検事、公正取引委員会などの実務経験、国内･国際弁護士経験、他社における法務実務に加え、社外取締役や常勤社外監査役を歴任され、幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社における社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

下記［取締役報酬関係］における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりとなります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示しております。
有価証券報告書は、当社ホームページをご参照ください。
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/finance-report

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

さらなる企業価値向上に向けて、取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、固定報酬である役位ごとの「基本報酬」の支給、会社業績に連動した短期（STI）「業績連動賞与」の支給、ならびに長期的な企業価値と株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして長期（LTI）「非金銭報酬」の3種類から構成されており、単年度のみならず、中長期的な視点での経営を動機づける設計といたしております。
取締役の報酬限度額は、第43期定時株主総会（2021年11月26日）において決議された年額800百万円であります。
また、非金銭報酬として当社の社外取締役を除く取締役に付与する譲渡制限付株式の総額は第43期定時株主総会（2021年11月26日）において決議された年額300百万円以内であります。ただし、当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、株式報酬として発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年24万株以内となっております。
取締役の固定報酬である「基本報酬」は、役位に応じ、過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
社外取締役を除く取締役に支給する短期（STI）「業績連動賞与」は、当社が定める基準に基づき、各連結会計年度の会社業績に連動して算出された金額を支給するものです。計算の基礎となる賞与基準額は基本報酬に対して役位によって基準を定めており、過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
賞与基準額に乗じる係数である達成度（計画比）支給係数は、当社では本業での利益の追求の観点から「連結営業利益」及び「自己資本利益率」を基に算出しており、達成度（計画比）の基準により、0%～200%の範囲で決定いたします。
（社外取締役を除く取締役の「業績連動賞与」支給額算定式）
「業績連動賞与」支給額＝「賞与基準額」×「達成度（計画比）支給係数」
社外取締役を除く取締役に付与する長期（LTI）「非金銭報酬」は、長期的な視野で重要なESG等の指標の達成度により、役位別基礎額の30%～100%に付与数を変動させる退任直後時点までの譲渡制限が付された株式の付与を行います。過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
当社の取締役報酬は上位の役位ほど業績連動の比率が高まる割合となっております。
基本報酬：業績連動賞与：非金銭報酬等の比率は、目標を100%達成した場合に、以下に記載の構成となるように設計しております。また、また、短期（STI）「業績連動賞与」は業績の達成度によって0%～200%、長期（LTI）「非金銭報酬」は目標達成度によって30%～100%に変動するため比率は変動いたします。

（構成比）	金銭報酬-基本報酬	金銭報酬-業績連動賞与	非金銭報酬-譲渡制限付株式	合計
・代表取締役	33.3%	33.3%	33.3%	100%
・取締役	40%	40%	20%	100%
・社外取締役	100%	―	―	100%

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外取締役、社外監査役へのサポート体制について専任の担当者はおりませんが、管理部門により、取締役会議案資料の事前配布や社内会議の資料共有等の情報提供、社外監査役の職務遂行の補助等をおこなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
金井　政明	顧問	取締役の要望に応じた、経営全般に関する分析・助言	非常勤・報酬有	2024/11/23	2年（2025年より）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の職務執行は取締役会を中心として、経営及び営業に係わる政策、課題等を検討確認する各会議体にて執行運営されております。
原則として毎月1回開催される取締役会において経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督すると共に、代表取締役が招集する経営諮問委員会において、重要な課題、施策が検討されております。
また、2つの委員会「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を通じて経営に携わる人材の登用及び業績に見合った報酬額の計画の決定を行っております。
その他、当社では「業務標準化委員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「労働安全衛生委員会」といった各委員会を設定しており、全社に係る課題を組織横断的に検討実行する場としております。
監査機能としては、経営・営業の全般を監査する「監査役会」は、監査役4名のうち3名が社外監査役となっており、「会計監査人」及び内部監査を担当する「監査室」と連動の上、定期的に会合を持ち、会計に関する事項、法令遵守に関する事項について監査役会において報告、情報交換を行っています。
また、「業務標準化委員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」には、常勤監査役が参加しており、現場の動きを把握することに努めています。
以上の体制に加え、当社では取締役会において5名の社外取締役がおり、ガバナンス体制を強化しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、社外取締役の5名、及び社外監査役の3名の起用により、専門的かつ客観的な観点から適切な検証が可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では外国に居住される株主様への議案検討を考慮し、招集通知の発送期日を株主総会開催日より3週間から1ヶ月前を目安としております。
電磁的方法による議決権の行使	当社ではインターネットを利用した議決行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ではプラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社では招集通知のサマリーを英文で作成し、ホームページ上に掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にて掲載しております。 （https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/ir_policy/）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回株主ミーティングを開催しており、当社経営陣ならびに店舗責任者との直接対話の機会を設けております。また、ミーティングの資料や内容の動画を当社ホームページに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算期ごとに決算説明会、スモールミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家との個別面談（対面或いはオンライン）や証券会社主催のカンファレンスへの参加などの直接対話を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上にて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では経営企画部にIR課を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では企業理念、良品計画グループコンプライアンス行動指針、生産パートナー行動規範、及び全社員のルールブックである「無印良品の働きかた」によりステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では環境や社会等への取り組みを当社ホームページ上の「サステナビリティ」というページで公開しております（https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/）。その中では「良品計画のサステナビリティ」「環境への配慮」「社会とともに」「ガバナンス」の項目ごとに、当社の考え方とともに、廃棄物削減の取り組みや店舗が主 体となって行っている様々な活動などを掲載しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】
（1）取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定めることとし、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。
（2）当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。
（3）コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的に行うため、重要な課題について、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、適切に審議することとします。
（4）倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。
（5）当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

【運用状況の概要】
（1）社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。
（2）当社は、独立した5名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。
（3）各種委員会は定期的に開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。
（4）「コンプライアンス・リスク管理委員会」は2026年8月期は4回開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集したうえで重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、当社が置かれた状況及び社会的な背景を鑑みて改善すべき課題を随時認識し、情報の収集体制及び取締役会への報告内容の改善に取り組んでおります。
（5）「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のイントラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
（6）当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対応するために、弁護士や警察等と、定期的に情報交換を行うなどの連携を行っております。

2．損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

【方針】
（1）意思決定の際には損失のリスクについて適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。
（2）体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。
（3）「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑みたうえで、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。
（4）損失のリスクを総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。
（5）各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。

【運用状況の概要】
（1）稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失のリスクを含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。
（2）取締役会においては、社外取締役及び社外監査役から損失のリスクの面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。
（3）体系的なリスク管理を行うため、「良品計画グループリスクマネジメント規程」を整備し、損失のリスクの予防、発生時の対応、再発防止を図っております。
（4）「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失のリスクに関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失のリスクに関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。
（5）「コンプライアンス・リスク管理委員会」を2026年8月期は4回開催し、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングして

おり、その結果については、定期的に取締役会に報告しております。
(6) 総合的に損失のリスクに関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。
(7) 各種専門的な分野における委員会は定期的に開催され、様々な角度から討議しております。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【方針】
(1) 中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。
(2) 職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。
(3) 経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社に効率的に伝わるような体制とすることとします。
(4) 業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。
(5) 各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。

【運用状況の概要】
(1)「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。
(2) 経営陣は、法定の会議体のほか、定期的に開催される経営諮問委員会、経営執行会議、営業会議等を通じて月次・週次・日次で、各部門の情報を共有しております。
(3) 前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。特に、当社において重要な位置づけにある店舗においても、システム化された「業務連絡」として機能しております。
(4) 業務マニュアルを定着させており、必要に応じて随時更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。
(5) 業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【方針】
(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。

【運用状況の概要】
(1) 関係規程及び法令に基づき、各担当部門において、取締役の職務の執行に必要となる会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「グローバル情報セキュリティポリシー」に従って管理しておりますが、技術水準の動向に留意しながら、必要に応じて見直しを行っております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】
(1) 社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。
(2) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。
(3) 使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会を通して学ぶ機会を設けることとします。
(4) コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。
(5) 法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルの運用状況を把握し、適時適切な対応を行うために、監査を行うこととします。

【運用状況の概要】
(1)「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護基本規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内のイントラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。
(2)「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のイントラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
(3) 個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。
(4) 通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。
(5) 定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、改善に着手しております。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【方針】
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。
(2) 子会社の損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
子会社の損失のリスクの管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失のリスクについて迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めることとします。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。子会社を含むグループ全体のリスク管理状況については、定期的に取締役会へ報告するとともに、子会社に対しては適宜適切に指導することとします。

【運用状況の概要】

(1) 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社規程」「グループ業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。
(2) 子会社の損失のリスクの管理に関して、当社は「良品計画グループリスクマネジメント規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失のリスクが発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、24時間報告を受けられる窓口を設置しております。
(3) 子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直しております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。
(4) 子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に24時間受けられる報告窓口も設置しております。その状況は、グループ全体のリスク管理状況報告にて取締役会に報告され、当社より適宜適切に指導しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

【方針】
(1) 管理部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、管理部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。

【運用状況の概要】
(1) 管理部門には、監査役の職務の遂行を補助する担当の使用人を数名配置しております。また、取締役は、管理部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【方針】
(1) 取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。
(2) 監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。

【運用状況の概要】
(1) 監査役は、定期的に、必要と考える取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。
(2) 監査役に上記の報告をする者は、当該報告内容について、他の取締役、執行役員又は使用人から、一切の制約を受けておりません。また、各関係規程において、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めており、かかる取扱いを受けたという事実はありません。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

【方針】
(1) 監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

【運用状況の概要】
(1) 監査役の職務の執行に必要となる費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担しております。

10. その他、監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

【方針】
(1) 経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。
(2) 会計監査人と監査役が連携できる体制とします。
(3) 監査役の求めに応じて各会議体に出席し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

【運用状況の概要】
(1) 代表取締役と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失のリスク、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。
(2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。
(3) 監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要に応じて適宜出席し、意見を述べております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

2、反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して、定期的に情報交換を行っております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

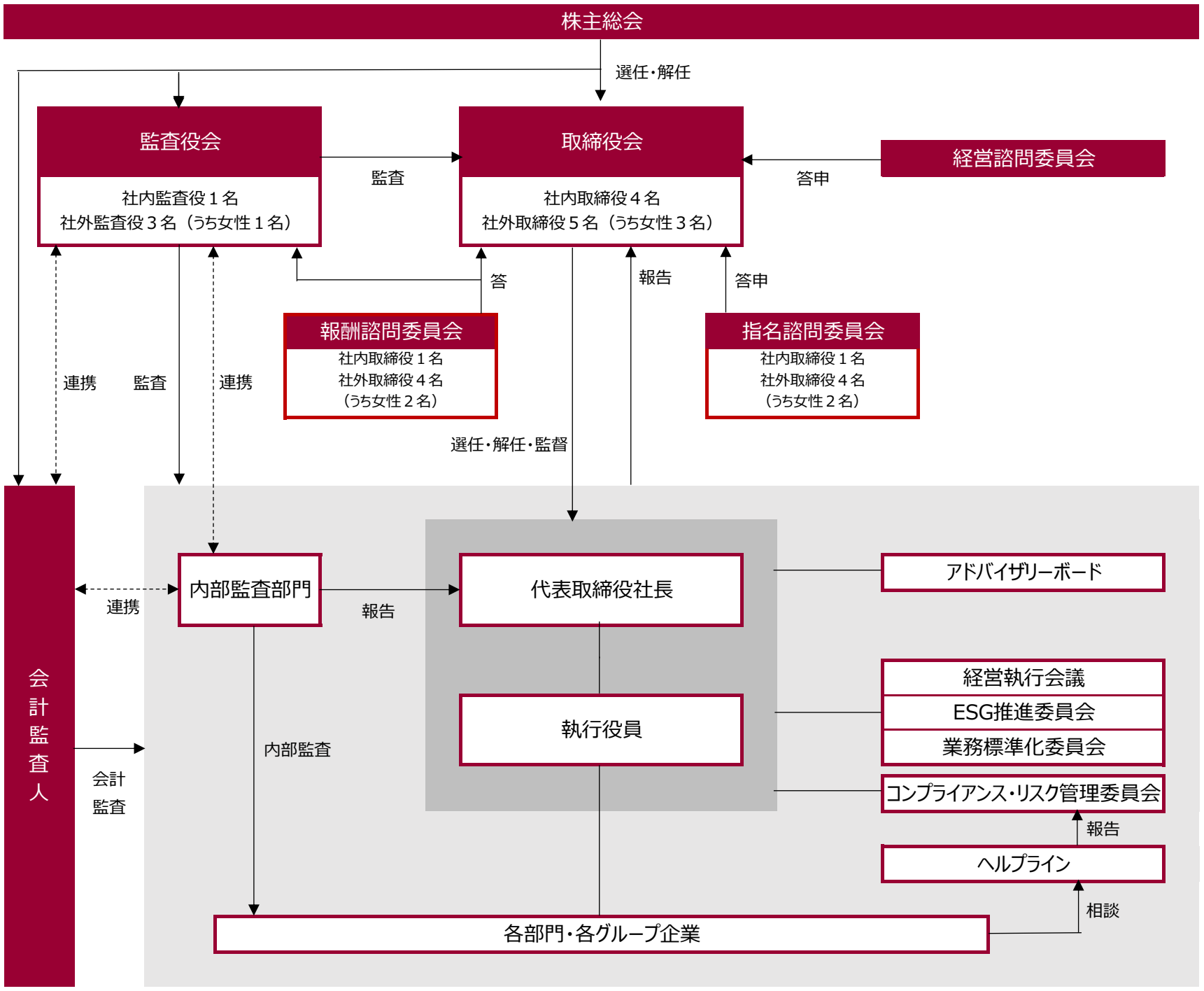
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。正確性、迅速性、公平性を軸に適切な情報開示をすることを基本方針としたうえで、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を築き、当社の企業価値が適正に評価されるようIR活動を推進しております。

・経営者の姿勢・方針
当社では、情報開示における基本姿勢や情報開示の基準、方法等を明記した「IR方針」を制定し当社ホームページ内に掲示することで、社内外への周知を進めております。「IR方針」の詳細は、下記URLをご参照ください。
https://www.ryohin-keikaku.jp/ir/ir-policy

・適時開示の体制及び手続き
情報の集約は、情報取扱責任者が行います。情報開示担当部署は経理財務部、経営企画部としております。重要な決定事項に関する情報については、東京証券取引所の適時開示規則および金融商品取引法に従い、情報取扱責任者は関連部署と協議し、適時開示の要否について判断しております。開示が必要と判断された重要事項については、取締役会での承認後、すみやかにTDnetおよび当社ホームページを通じ、開示手続きをしております。


株主総会
選任・解任
監査役会
社内監査役１名
社外監査役３名（うち女性１名）
監査
取締役会
社内取締役４名
社外取締役５名（うち女性３名）
経営諮問委員会
答申
答
報告
答申
報酬諮問委員会
社内取締役１名
社外取締役４名
（うち女性２名）
指名諮問委員会
社内取締役１名
社外取締役４名
（うち女性２名）
連携
監査
連携
選任・解任・監督
会計監査人
連携
内部監査部門
報告
代表取締役社長
アドバイザリーボード
経営執行会議
ESG推進委員会
業務標準化委員会
執行役員
コンプライアンス・リスク管理委員会
報告
ヘルプライン
相談
内部監査
会計監査
各部門・各グループ企業